

香取広域市町村圏事務組合職員特殊勤務手当支給条例

昭和56年3月1日

条例第1号

改正 昭和57年3月1日条例第1号
昭和58年3月1日条例第1号
平成6年2月18日条例第1号
平成10年10月30日条例第1号
平成14年3月18日条例第4号
平成18年3月27日条例第12号
平成19年4月1日条例第12号
平成21年4月1日条例第5号
平成23年2月25日条例第3号
令和2年11月10日条例第5号
令和6年2月16日条例第7号
令和7年2月14日条例第2号
令和8年2月20日条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、特殊勤務手当の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(手当の種類及び支給額)

第2条 特殊勤務手当の種類及び支給額は、次の表に定めるところによる。

種 類	支 給 の 条 件	支 給 額
衛生業務手当	粗大ごみ処理作業	日額 300円
	残渣処理業務に従事したとき	日額 300円
	じん芥処理業務に従事したとき	日額 300円
消防業務手当	火災出動	1回 300円
	救急又は救助出動	1回 200円
	救急救命士による特定行為	1回 500円
	高所作業	1回 200円

香取広域市町村圏事務組合職員特殊勤務手当支給条例

	その他の災害出動	1回 300円
	潜水器具を着用した潜水作業	1回 300円
緊急援助隊出動手当	通常の災害に従事したとき	日額 840円
	大規模災害に従事したとき	日額 1,080円
	大規模災害、かつ危険区域において 従事したとき	日額 2,160円

附 則

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（昭和57年3月1日条例第1号）

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年3月1日条例第1号）

この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（平成6年2月18日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行し、平成6年1月1日から適用する。

附 則（平成10年10月30日条例第1号）

この条例は、平成10年11月1日から施行する。

附 則（平成14年3月18日条例第4号）

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月27日条例第12号）

（施行期日）

1 この条例は、平成18年3月27日から施行する。

（経過措置）

2 平成18年3月27日（以下「消防統合の日」という。）の前日において佐原市外五町消防組合又は小見川町外2町消防組合の職員であった者で、引き続き香取広域市町村圏事務組合に採用されたものの消防統合の前日において佐原市外五町消防組合職員特殊勤務手当支給条例（昭和44年佐原市外五町消防組合条例第10号）又は職員の特務手当に関する条例（昭和45年小見川町外2町消防組合条例第9号）の規定によりなされた特殊勤務手当に係る決定、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

香取広域市町村圏事務組合職員特殊勤務手当支給条例

附 則（平成19年4月1日条例第12号）

（施行期日）

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において北総西部衛生組合の職員であった者で、引き続き香取広域市町村圏事務組合に採用されたものの施行日前において北総西部衛生組合諸給与条例（昭和38年北総西部衛生組合条例第1号）の規定によりなされた特殊勤務手当に係る決定、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成21年4月1日条例第5号）

（施行期日）

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の（以下「施行日」という。）の前日において香取市東庄町清掃組合の職員であった者で、引き続き香取広域市町村圏事務組合に採用されたものの施行日前において職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和37年香取市東庄町清掃組合条例第10号）の規定によりなされた特殊勤務手当に係る決定、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成23年2月25日条例第3号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（令和2年11月10日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第2項及び第3項の規定は令和2年1月27日から適用する。

附 則（令和6年2月16日条例第7号）

この条例は、公布の日から施行し、令和5年5月8日前に支給すべき事由が生じた新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための特殊勤務手当の特例については、なお従前の例による。

附 則（令和7年2月14日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和8年2月20日条例第1号）

この条例は、令和8年4月1日から施行する。